

カンボジア

特許法

2002年11月28日国民議会により採択され、2002年12月31日上院により批准され、2003年1月22日プノンペン地区王宮で署名された特許、実用新案証及び意匠に関する法律
目次

第1章 総則

第1条

第2条

第2章 特許

第1節 特許を受けることができる発明

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第2節 特許を受ける権利；発明者の記名

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第3節 特許出願

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条

第21条

第22条

第4節 発明の単一性；出願の補正及び分割

第23条

第24条

第 25 条

第 26 条

第 5 節 優先権

第 27 条

第 28 条

第 29 条

第 6 節 対応する外国出願及び特許に関する情報

第 30 条

第 31 条

第 32 条

第 7 節 出願日 ; 審査

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 8 節 特許の付与 ; 特許の変更

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 9 節 特許により付与される権利

第 41 条

第 42 条

第 43 条

第 44 条

第 10 節 存続期間 ; 年次手数料

第 45 条

第 46 条

第 11 節 政府又は政府に委任された者による実施

第 47 条

第 48 条

第 49 条

第 50 条

第 51 条

第 52 条
第 53 条
第 54 条
第 55 条

第 12 節 強制ライセンス

第 56 条
第 57 条
第 58 条
第 59 条
第 60 条
第 61 条
第 62 条
第 63 条
第 64 条

第 13 節 無効

第 65 条
第 66 条
第 67 条
第 68 条

第 3 章 実用新案証

第 1 節 保護可能な実用新案証

第 69 条

第 2 節 特許に関する規定の適用性

第 70 条

第 3 節 実用新案証に関する特別規定

第 71 条
第 72 条
第 73 条
第 74 条

第 4 節 特許出願又は実用新案証出願の変更

第 75 条
第 76 条

第4章 特許協力条約に基づく国際出願

第1節 特許協力条約に関する用語の解釈

第77条

第2節 カンボジア王国を指定する国際出願の出願日及び効力

第78条

第3節 受理官庁としての登録部

第79条

第80条

第4節 登録部への国際出願の提出

第81条

第5節 指定官庁としての登録部

第82条

第6節 選択官庁としての登録部

第83条

第7節 国内処理

第84条

第8節 国内段階への移行

第85条

第9節 国内段階への不移行

第86条

第10節 特許協力条約に従う国際出願の処理

第87条

第88条

第5章 意匠

第1節 保護可能な意匠

第89条

第90条

第2節 登録可能な意匠

第91条

第92条

第93条

第3節 意匠登録を受ける権利；創作者の記名

第94条

第4節 意匠登録出願

第95条

第96条

第97条

第98条

第99条

第5節 優先権

第100条

第6節 審査；意匠の登録及び公告

第101条

第102条

第103条

第104条

第7節 登録により付与される権利；存続期間；更新

第105条

第106条

第107条

第108条

第109条

第8節 無効

第110条

第111条

第112条

第113条

第6章 共通規定

第1節 所有権の変更；ライセンス契約

第114条

第 115 条

第 2 節 代理人

第 116 条

第 3 節 登録部の組織

第 117 条

第 4 節 登録簿；公報

第 118 条

第 119 条

第 5 節 誤記の訂正；期間の延長

第 120 条

第 121 条

第 6 節 裁量権の行使

第 122 条

第 7 節 裁判所の管轄；不服申立

第 123 条

第 124 条

第 8 節 侵害；違法行為

第 125 条

第 126 条

第 127 条

第 128 条

第 9 節 国際条約の適用

第 129 条

第 10 節 規則；行政通達

第 130 条

第 12 節 解釈

第 131 条

第 7 章 犯罪

第 132 条

第 133 条

第 134 条

第 135 条

第 8 章 経過規定

第 136 条

第 9 章 最終規定

第 137 条

第1章 総則

第1条

本法は、本法及び特許協力条約に従いカンボジア王国において付与された特許及び実用新案証、並びに登録された意匠についての保護を規定する。

第2条

本法の目的は次の通りとする。

- (i) 技術革新並びに科学的かつ技術的な研究及び開発を奨励すること
- (ii) 国内及び国外の商業及び投資の増大を刺激し、かつ、促進すること
- (iii) 産業活動及び経済発展を容易にするためにカンボジア王国への技術移転を促進すること、及び
- (iv) 工業所有権についての保護を提供し、かつ、その侵害及び違法取引慣行に対抗すること

第2章 特許

第1節 特許を受けることができる発明

第3条

本法の適用上、「特許」とは、発明を保護するために付与された権原をいう。

本法の適用上、「発明」とは、発明者の着想であって、技術分野における特定の課題の解決を実際に可能にするものをいう。

発明は、製品若しくは方法であること又は製品若しくは方法に関係することができる。

第4条

次の発明は、特許の保護から除外される。

(i) 発見、科学的理論及び数学的方法

(ii) 事業活動をし、純粋に知的な行為をなし、若しくは遊戯をするための計画、規則又は方法

(iii) 人体又は動物体の外科若しくは治療による処置方法、及び人体又は動物体に施される診断方法。この規定は、それらの方法の何れかに使用される製品には適用されない。

(iv) 第136条において規定される医薬品

(v) 微生物以外の植物及び動物、並びに植物又は動物の生産のための本質的に生物学的な方法

(vi) 植物品種

第5条

発明は、次に該当する場合は、特許を受けることができる。

(i) 新規であること

(ii) 進歩性を含むこと、及び

(iii) 産業上利用可能なこと

第6条

発明は、先行技術により予測されないときは、新規である。

先行技術は、発明をクレームする出願の提出前又は該当する場合は優先日前に有形の方式での公表若しくは口頭開示により、使用により、又はその他何らかの方法により、世界の何れかの場所において公衆に対して開示された全ての事項から構成される。

本条第2段落の適用上、発明の公衆に対する開示は、次のときには考慮されない。

(i) 当該出願の出願日前又は該当する場合は優先日前12月以内に行われたとき、及び

(ii) それが、出願人若しくはその前権原者によりなされた行為を理由とするか若しくはその結果であったとき、又は出願人若しくはその前権原者に関して第三者によりなされた権利の濫用を理由とするか若しくはその結果であったとき

第7条

発明は、その発明をクレームする出願に関する先行技術であって第6条第2段落において定

義されたものを考慮して、当該技術の熟練者にとって自明でないと思われる場合は、進歩性を有するものとみなす。

第8条

発明は、それが何れかの種類の産業において製造又は使用することができるときは、産業上利用可能であるものとみなす。

第9条

カンボジア王国において業として発明を実施すれば公の秩序又は道徳に反することになり、又は人間、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護せず、若しくは環境に深刻な被害を生じることになる場合、又はその実施が法律により禁止されている場合は、特許性を除外される。

第2節 特許を受ける権利；発明者の記名

第10条

特許を受ける権利は、発明者に属する。

第11条

2以上の者が共同して発明を行ったときは、特許を受ける権利はそれらの者の共有とする。

第12条

2以上の者が各自独立に同一の発明を行ったときはその範囲で、自らの出願が最先の出願日又は優先権を主張するときは最先の適法に主張された優先日を有する者が、当該出願が取り下げられ、放棄され、又は拒絶されない限り、特許を受ける権利を有する。

第13条

特許を受ける権利は、譲渡することができ、又は相続により移転させることができる。

第14条

発明が雇用契約の履行中に行われた場合は、特許を受ける権利は、別段の契約条項がない限り、使用者に属する。

第15条

発明者は、その者の署名入りで登録官に宛てた特別の宣言書において記名を希望しない旨を表示しない限り、特許に発明者として記名される。発明者により何人かに対して行ったそのような宣言をする旨の約束又は保証は、法的効力を有さない。

第3節 特許出願

第16条

特許出願は、産業担当省に提出し、願書、明細書、1又は複数のクレーム、1又は複数の図面(必要な場合)、及び要約を含まなければならない。それは、第130条にいう所定の出願手数料を納付することを条件とする。

第17条

願書は、特許の付与を受けたい旨の請願、出願人の名称及び出願人に関するその他の所定のデータ、発明者、及び若しあれば代理人、並びに発明の名称を含まなければならない。出願人が発明者でない場合は、願書には出願人の特許を受ける権利を正当化する陳述書を添付しなければならない。

第18条

明細書は、当該技術の熟練者が発明を実施するのに十分に明瞭かつ完全な方法により、当該発明を開示するものとし、特に、出願日又は優先権を主張の場合は出願優先日現在で、発明を実施するために出願人に知られている最善の方法を表示しなければならない。

第19条

1又は複数のクレームは、保護を求める事項を定義しなければならない。明細書及び図面は、クレームを解釈するために使用することができる。クレームは、明瞭かつ簡潔でなければならない。クレームは、明細書により十分支持されなければならない。

第20条

発明の理解のために必要なときは、図面が求められる。

第21条

要約は、技術情報の目的にのみ資するものとする。特に、それは保護の範囲を解釈する目的で考慮してはならない。

第22条

出願人は、出願が特許付与のために整備される時まで、その係属中は何時でも出願を取り下げることができる。

第4節 発明の単一性；出願の補正及び分割

第23条

出願は、1発明のみに関係し又は単一の包括的発明概念を形成するよう連結した1群の発明に関係しなければならない。

第 24 条

出願人は、出願が特許付与のために整備される時までは、出願を補正することができる。ただし、当該補正が原出願における開示を超えないことを条件とする。

第 25 条

出願人は、出願が特許付与のために整備される時までは、2 以上の出願に分割することができる(分割出願)。ただし、各分割出願が原出願における開示を超えないことを条件とする。各分割出願は、原出願についての出願日及び該当する場合は優先日を有することができる。

第 26 条

第 23 条に基づく発明の単一性の要件を遵守しない出願に特許が付与された事実は、当該特許を無効とする理由にはならない。

第 5 節 優先権

第 27 条

出願は、パリ条約の加盟国又は世界貿易機関の構成国における若しくはそれについての出願人又はその前権原者が行った 1 又は複数の先の国内出願、地域出願又は国際出願について、前記条約に規定する優先権を主張する宣言を含むことができる。

第 28 条

出願が第 27 条に基づく宣言を含む場合は、登録官は、それを提出した当局によって正確であるものと証明された先の出願の写しを出願人が所定の期限内に提出するよう請求することができる。

第 29 条

第 27 条に基づく前記宣言の効力は、パリ条約に規定されている通りとする。登録官が第 2 章第 5 節及びそれに関する規則に基づく要件が満たされていないと認めるときは、前記宣言は行われなかったものとみなす。

第 6 節 対応する外国出願及び特許に関する情報

第 30 条

出願人は、登録官の請求があったときは、産業担当省に提出した出願においてクレームした発明と同一又は実質的に同一の発明に関し自己が国外で行った特許出願(「外国出願」)の出願日及び出願番号を登録官に提出しなければならない。

第 31 条

出願人は、登録官の請求があったときは、第 30 条にいう 1 又は複数の外国出願に関する次の書類を登録官に提出しなければならない。

(i) 当該外国出願に関して実施された何らかの調査又は審査の結果に関して出願人が受領し

た何らかの通信の写し

(ii) 当該外国出願を基礎として付与された特許証の写し

(iii) 当該外国出願を拒絶するか又は当該外国出願において請求された特許付与を拒絶する最終決定書の写し

出願人は、登録官の請求があったときは、本条第1段落にいう外国出願を基礎として付与された特許を無効とする最終決定書の写しを登録官に提出しなければならない。

第32条

第31条第1段落(i)及び(iii)は、第117条に基づいて設置された登録部が第83条の意味における選択官庁である場合は、他の選択官庁における同一国際出願の審査に関する情報については適用されない。

第7節 出願日；審査

第33条

登録官は、出願の受領日を出願日として認定する。

ただし、受領時に、出願が次のものを含んでいることを条件とする。

(i) 特許付与を求める旨の明示的又は黙示的な表示

(ii) 出願人の身元を確定できる表示

(iii) 一見して、発明の明細書と認められる部分

登録官が出願について本条第1段落にいう要件を受領時に満たしていなかったと認めるときは、登録官は、出願人に対し、必要とされる訂正を提出するよう求め、かつ、必要とされる訂正の受領日を出願日と認定する。ただし、訂正がなされないときは、当該出願は、行われなかったものとして取り扱われる。

第34条

出願が実際には出願に含まれていない図面に言及している場合は、登録官は、出願人に欠落している図面を提出するよう求める。出願人が前記求めに応じたときは、登録官は、当該欠落図面の受領日を出願日と認定する。応じない場合は、登録官は、出願の受領日を出願日と認定し、かつ、前記図面への言及が存在しないものとして取り扱う。

第35条

出願日を認定した後、登録官は、出願が第16条及び第17条の要件並びに本法の必要な規則として指定されているその他の要件を遵守しているか否かを審査する。外国特許出願が国外でなされた場合は、登録官は、第30条、第31条及び第32条に基づいて請求された情報が提出されているか否かも更に審査する。

第36条

登録官が出願は第35条に記載の要件を遵守しているとの意見の場合は、登録官は、第3条第2段落及び第3段落、第4条から第9条まで、第18条から第20条まで、及び第23条から第26条までの要件、並びにそれらに関する規則の要件が満たされているか否かについて決定を

下す。

第 37 条

登録官は、第 36 条の適用上、次の事項を考慮する。

- (i) 出願に関し特許協力条約に基づいて確定した国際調査報告書及び国際予備審査報告書の結果、及び/又は
- (ii) 対応する外国出願に関して第 31 条第 1 段落 (i) に基づいて提出された調査及び審査報告書、又は対応する外国出願に関して特許付与の拒絶について第 31 条第 1 段落 (iii) に基づいて提出された最終決定書、及び/又は
- (iii) 登録官の請求により国外の調査及び審査当局が実施した調査及び審査報告書

第 8 節 特許の付与；特許の変更

第 38 条

登録官は、第 35 条及び第 36 条にいう条件が満たされていると認める場合は、特許付与の手続を進めるものとする。そうでない場合は、登録官は出願を拒絶し、かつ、その決定を出願人に通知する。

第 39 条

登録官は、特許を付与するときは、次の通りにする。

- (i) 特許付与への言及を公告する。
- (ii) 特許付与の証明書及び特許証の謄本を出願人に交付する。
- (iii) 特許を登録する。
- (iv) 所定の手数料の納付があったときは特許証の写しを公衆の利用に供する。

第 40 条

登録官は、特許所有者の請求があったときは、特許により付与された保護の範囲を限定するために特許の文言又は図面の変更を行うものとする。ただし、当該変更の結果として特許に含まれる開示が特許付与の基礎であった原出願に含まれる開示を超えないことを条件とする。

第 9 節 特許により付与される権利

第 41 条

特許所有者以外の者によるカンボジア王国における特許発明の実施は、当該所有者の同意を必要とする。

第 42 条

本法の適用上、特許発明の「実施」とは、次の行為の何れかをいう。

- (i) 特許が製品について付与されているときは、
 - (a) 当該製品を製造し、輸入し、販売の申出をし、販売し、また、使用すること
 - (b) 販売の申出をし、販売し又は使用する目的で当該製品を貯蔵すること

- (ii) 特許が方法について付与されているときは、
 - (a) 当該方法を使用すること
 - (b) 得られた製品について本条(i) (a)及び(b)にいう行為の何れかをなすこと
 - (c) 当該方法を使用して直接に製品を得ること

第 43 条

特許所有者は、第 44 条及び第 47 条から第 55 条までに従うことを条件として、自己の同意なしに、第 42 条にいう行為の何れかをなすことにより特許を侵害し、又は侵害が起こる虞をもたらす行為をなす何人に対しても、訴訟を提起する権利を有する。

第 44 条

特許に基づく権利は、次の行為に対しては及ばないものとする。

(i) 特許所有者により又はその同意を得て、カンボジア王国の内外において市販されている物品についての行為、又は

(ii) カンボジア王国の領空、領土又は領海に一時的に若しくは偶発的に入った航空機、陸上車両又は船舶における物品の使用、又は

(iii) 特許発明に関して実験目的のみでなされた行為、又は

(iv) 特許が付与される出願の出願日前又は優先権が主張される場合は優先日前にカンボジア王国において、善意で、発明を実施していたか又は当該実施のために効果的かつ真摯な準備を行っていた何人かがなした行為

本条第 1 段落(iv)にいう先使用者の権利については、実施若しくは実施のための準備がなされた企業若しくは事業、又は当該企業若しくは事業の該当部分と共にする場合に限り、これを移転し又は譲渡することができる。

第 10 節 存続期間；年次手数料

第 45 条

第 46 条に従うことを条件として、特許は、特許出願日の 20 年後に消滅する。

第 46 条

特許又は特許出願を維持するため、年次手数料を特許付与の出願日の 1 年後から始まる各年について登録官に対して事前に納付しなければならない。年次手数料の滞納に対しては、第 130 条にいう所定の割増手数料を納付して 6 月の猶予期間が認められる。年次手数料が本条の規定に従って納付されないときは、特許出願は取下とみなされるか又は特許が消滅する。

第 11 節 政府又は政府に委任された者による実施

第 47 条

大臣は、特許所有者の同意なしであっても、政府機関又は大臣指名の第三者は、次に該当する場合は発明を実施できる旨を決定することができる。

(i) 公共の利益、特に国家の安全保障、栄養、衛生又は国家経済のその他枢要分野の発展の

ために必要な場合、又は

(ii) 特許所有者又はその実施権者による実施の方法が反競争的である旨を司法機関が決定した場合

発明の実施は、それが認可された目的に限定されるものとし、前記認可において決定された大臣の認可の経済的価値を考慮し、前記所有者に対する当該実施についての十分な対価の支払を条件とする。

大臣は、特許所有者及び利害関係人が聴聞を希望するときは、それらの者を聴聞した後、決定を下すものとする。

第 48 条

大臣は、特許所有者、政府機関又は特許発明を実施する認可を得た第三者の請求により、当事者の何れか一方又は双方が聴聞を希望するときは全当事者を聴聞の後、特許発明の実施を認可する決定の条件について、事情の変更が当該変更を正当化する範囲で、変更することができる。

第 49 条

特許所有者の請求により、大臣は、当事者の何れか一方又は双方が聴聞を希望するときは全当事者を聴聞の後、第 47 条第 1 段落 (i) 及び (ii) の事情であって大臣決定に至らしめたものが存在しなくなり、かつ、再現する虞がないこと、及び政府機関又は大臣が指定した第三者が当該決定の条件を遵守しなかったことに納得する場合は、認可を終了させる。

本条第 1 段落に拘らず、大臣は、政府機関又は大臣が指定した第三者の正当な利益の十分な保護が必要なために当該決定の維持を正当化することに納得するときは、認可を終了させてはならない。

第 50 条

第三者が大臣により指定された場合は、その者の企業若しくは事業と共にするか、その内部で特許発明を実施中の企業若しくは事業の該当部分と共にする場合に限り、認可を移転させることができる。

第 51 条

認可は、次の事項を排除しないものとする。

(i) 特許所有者によるライセンス契約の締結、又は特許所有者による第 42 条に基づく自己の権利の継続的行使、又は

(ii) 第 2 章第 12 節に基づく強制ライセンスの発給

第 52 条

大臣の認可についての請求には、特許所有者が認可を求める者から契約ライセンスの請求を受領したが、その者が合理的な商業的条件で、かつ、合理的な期間内に、当該契約ライセンスを取得することができなかつた証拠を添付しなければならない。

本条第 1 段落は、次の場合は適用されない。

(i) 国家的非常時又はその他の緊急事態状況。ただし、その場合は、特許所有者は大臣決定

について速やかに通知されることを条件とする。

(ii) 公共の非営利的使用、及び

(iii) 第 47 条に従って司法機関が反競争的と決定された反競争的慣行

第 53 条

政府機関によるか又は大臣が指名した第三者による発明の実施は、カンボジア王国の国内市場向け供給を主要な目的としなければならない。

第 54 条

半導体技術分野における特許発明の実施は、公共の非営利的使用に限り認可される。

司法機関が特許所有者又はその実施権者による半導体分野における特許発明の実施方法が反競争的である旨を決定した場合は、大臣は、当該慣行を矯正するために強制ライセンスを発給することができる。

第 55 条

第 2 章第 11 節に基づく大臣決定は、管轄裁判所に対する提訴の対象とすることができる。

第 12 節 強制ライセンス

第 56 条

特許出願の出願日から 4 年の期間又は特許の付与日から 3 年の期間の中で何れか後の期間満了後に行われた請求により、大臣は、特許発明が実施されていないか又は不十分に実施されていることに納得したときは、強制ライセンスを発給することができる。

本条第 1 段落に拘らず、強制ライセンスは、特許所有者が特許発明の不実施又は不十分実施を正当化する事情が存在することを大臣に納得させたときは、これを発給しない。

第 57 条

強制ライセンスを発給する決定では、次の事項を定める。

(i) ライセンスの範囲及び役割

(ii) 実施権者が特許発明の実施を開始しなければならない期限、及び

(iii) 特許所有者に支払うべき十分な対価の額、及び支払条件

第 58 条

強制ライセンスの受益者は、当該ライセンスを発給する決定に記載された条件に従いカンボジア王国において特許発明を実施する権利を有し、前記決定において定められた期限内に特許発明の実施を開始し、かつ、その後当該特許発明を十分に実施しなければならない。

第 59 条

後の特許においてクレームされた発明が先の特許においてクレームされた発明に比較して相当の経済的重要性を有する重要な技術的進歩を含む場合において、大臣は、後の特許の所有者の請求があったときは、当該先の特許の侵害を避けるために必要な範囲で、強制ライセン

スを発給することができる。

第 60 条

強制ライセンスが第 59 条に基づいて発給される場合において、大臣は、先の特許の所有者の請求があったときは、後の特許について強制ライセンスを発給する。

第 61 条

第 59 条及び第 60 条に基づく強制ライセンスの発給の請求の場合は、第 57 条を、期限の定めが不要とのただし書を付して、準用する。

第 62 条

移転は、第 59 条に基づいて発給された強制ライセンスの場合は後の特許と共にするときに限り、又は第 60 条に基づいて発給された強制ライセンスの場合は先の特許と共にするときに限り、これを行うことができる。

第 63 条

強制ライセンスの発給の請求は、第 130 条にいう所定の手数料の納付を条件とする。

第 64 条

第 47 条第 2 段落から第 55 条までの規定は、第 2 章第 12 節について準用する。

第 13 節 無効

第 65 条

如何なる利害関係人も管轄裁判所に対して特許の無効を請求することができる。

第 66 条

管轄裁判所は、無効を求める請求人が第 3 条第 2 段落及び第 3 段落、第 4 条から第 9 条まで及び第 18 条から第 20 条までの要件の何れかが満たされていないことを立証したとき又は特許所有者が発明者若しくはその権原承継人でないときは、当該特許を無効とする。

第 67 条

如何なる無効とされた特許、又はクレーム若しくはクレームの一部も、特許の付与日から無効とみなされる。

第 68 条

管轄裁判所の確定判決は、登録官に通知され、登録官はそれについて登録し、かつ、それへの言及を速やかに公告する。

第3章 実用新案証

第1節 保護可能な実用新案証

第69条

本法の適用上、実用新案証とは、実用新案の保護のために付与される証明書をいう。実用新案とは、新規であり、かつ、産業上利用可能な何らかの考案であつて、製品若しくは方法であるか又は製品若しくは方法に関係することができるものをいう。

第2節 特許に関する規定の適用性

第70条

第71条から第74条までを除き、第2章の規定は、実用新案証又は場合に応じてそれを求める出願に準用する。

特許を受ける権利が、第2章第2節にいう場合における実用新案証を受ける権利に抵触する場合は、「特許」という語が「特許又は実用新案証」という語により差し替えられたものとして、前記の規定が適用される。

第3節 実用新案証に関する特別規定

第71条

第5条及び第7条は、実用新案証の請求対象である考案の場合には適用しない。

第72条

第36条及び第45条は、実用新案証の出願の場合には適用しない。

第73条

実用新案証は、更新の可能性を何ら有さずに、出願日後第7年次の末日に失効する。

第74条

第65条から第67条までに基づく手続において、管轄裁判所は、次の何れかの理由により実用新案証を無効とする。

- (i) 第6条、第8条、第9条及び第69条を考慮して、クレームされた考案が実用新案証に適合でないこと
- (ii) 明細書及びクレームが第18条及び第19条並びにそれらに関する規則により規定する要件を遵守しないこと
- (iii) 考案の理解に必要な図面が提出されていないこと
- (iv) 実用新案証所有者が考案者又はその権原承継人でないこと

第4節 特許出願又は実用新案証出願の変更

第75条

特許の付与又は拒絶の前は何時でも、特許出願人は、第130条にいう所定の手数料を納付の上、自己の出願を実用新案証出願に変更することができ、当該実用新案証出願には原出願の出願日が認定される。

実用新案証の付与又は拒絶の前は何時でも、実用新案証出願人は、第130条にいう所定の手数料を納付の上、自己の出願を特許出願に変更することができ、当該特許出願には原出願の出願日が認定される。

第76条

第75条に基づく出願の変更は、1回に限り行うことができる。

第4章 特許協力条約に基づく国際出願

第1節 特許協力条約に関する用語の解釈

第77条

本法の施行上、

(i)「特許協力条約」とは、1970年6月19日ワシントンにおいて調印された特許協力条約をいう。

(ii)「指定する」、「指定官庁」、「選択する」、「選択官庁」、「国際出願」、「国際出願日」、「国際予備審査」及び「受理官庁」は、特許協力条約におけるのと同じ意味を有する。

第2節 カンボジア王国を指定する国際出願の出願日及び効力

第78条

カンボジア王国を指定する国際出願は、本章に従うことを条件として、本法に基づいて行われた特許又は実用新案証の出願であって、その出願日として特許協力条約に基づいて認定された国際出願日を有するものとして取り扱われる。

第3節 受理官庁としての登録部

第79条

登録部は、カンボジア王国の居住者又は国民が登録部に行った国際出願について受理官庁として行動する。

第80条

大臣は、特許協力条約に基づく規則の規則19.1(b)にいう種類の協定を締結することができ、それにより政府間機関又は特許協力条約の他の締約国の国内官庁が、登録部に代わり、カンボジア王国の居住者又は国民である出願人のための受理官庁として行動する。

第4節 登録部への国際出願の提出

第81条

受理官庁としての登録部に行う国際出願は、所定の言語で提出し、かつ、第130条に規定された所定の送達手数料を登録部に納付しなければならない。

第5節 指定官庁としての登録部

第82条

登録部は、本法に基づく国内特許又は実用新案証を取得する目的で、特許協力条約第I章に規定されたカンボジア王国を指定する国際出願についての指定官庁として行動する。

第6節 選択官庁としての登録部

第83条

出願人が本法に基づく国内特許又は実用新案証を取得する目的で、特許協力条約第II章に規定された通りカンボジア王国を選択するときは、登録部は、カンボジア王国が第82条にいう通り指定された国際出願についての選択官庁として行動する。

第7節 国内処理

第84条

指定官庁又は選択官庁としての登録部は、第85条にいう期限の到来前には、カンボジア王国を指定する国際出願の処理を開始しないものとする。ただし、出願人が同条の要件を遵守し、かつ、登録部に当該処理の早期開始を求める至急(緊急)の請求を提出した場合は、この限りでない。

第8節 国内段階への移行

第85条

カンボジア王国を指定する国際出願についての出願人は、特許協力条約第22条又は第39条に基づき適用される期限の到来前か又は本法の規則に規定されることがある後の期限の到来前に、

- (i) 第130条にいう所定の手数料を納付しなければならない、かつ、
- (ii) 国際出願が所定の言語への翻訳文で提出されなかったか又は特許協力条約に基づいて所定の言語への翻訳文として公開されていないときは、所定の内容を含んだ国際出願について所定の言語への翻訳文を登録部に提出しなければならない。

第9節 国内段階への不移行

第86条

出願人が第85条の要件を同条に規定された期間内に遵守しないときは、国際出願は、本法の適用上取り下げられたものとみなす。

第10節 特許協力条約に従う国際出願の処理

第87条

登録部は、特許協力条約の規定及び本法の規定に従い国際出願を処理する。抵触するときは、特許協力条約の規定を適用する。本法に基づく規則は、そのような場合の国際出願の処理について規定することができる。

第88条

特許協力条約に関連する登録部による国際出願の処理及び登録部のその他の職務に関する更

なる細目は，国際出願に関し納付を要する手数料，期限及びその他の要件を含め，規則に含めることができ，第 130 条に従うものとする。

第5章 意匠

第1節 保護可能な意匠

第89条

本法の適用上、線若しくは色彩の何らかの組合せ、又は何らかの立体形態、又は何らかの素材は、線又は色彩に関連するか否かに拘らず、意匠であるとみなされる。ただし、当該組合せ、形態、又は素材が工業製品若しくは手工芸品に特別の外観を与えるものであり、工業製品若しくは手工芸品について模様として使用でき、また、視覚に訴え、かつ、視覚により判断されることを条件とする。

第90条

本法に基づく保護は、意匠において技術的成果を得るためのみに資するものには及ばず、また外観の随意の特徴に関して自由の余地がない範囲には及ばないものとする。

第2節 登録可能な意匠

第91条

意匠は、それが新規であるときは登録可能である。

第92条

意匠は、登録出願日前又は該当する場合は優先日前に、有形の形態での公表により若しくは使用により又はその他の方法により、世界の何れかの場所において公衆に対して開示されていないときは、新規であるものとみなす。

本条第1段落の適用上、意匠の公衆に対する開示は、次の場合は考慮されない。

- (i) それが当該出願の出願日前又は該当する場合は優先日前12月以内に起こった場合
- (ii) それが出願人又はその前権原者がなした行為を理由として若しくはその結果、又は出願人若しくはその前権原者に関して第三者がなした濫用を理由として若しくはその結果であった場合

第93条

公の秩序又は道徳に反する意匠は登録することができない。

第3節 意匠登録を受ける権利；創作者の記名

第94条

第10条から第15条までは、第5章第3節に準用する。

第4節 意匠登録出願

第95条

意匠登録出願は、産業担当省に提出し、願書、図面、写真又は意匠を組み入れる物品のその他の適切な図形表示、及び当該意匠の使用が予定される製品の種類の指定を含まなければならない。出願には、意匠が平面である場合は、意匠を組み入れる物品の見本を添付することができる。出願は、第130条にいう所定の出願手数料の納付を条件とする。

第96条

出願人が創作者でない場合は、願書には意匠登録を受ける出願人の権利を正当化する陳述書を添付しなければならない。

第97条

2以上の意匠を同一の出願の対象にすることができる。ただし、それらが国際分類の同一の類、又は物品の同一の組物若しくは組合せに関係することを条件とする。

第98条

登録となったときは出願日から又は優先権を主張するときは優先日から12月を超えない期間に限り意匠の公告を繰延べる旨の請求を、出願時に、出願に含めることができる。

第99条

出願人は、出願をその係属中は何時でも取り下げることができる。

第5節 優先権

第100条

第27条から第29条までは、第5章第5節に準用する。

第6節 審査；意匠の登録及び公告

第101条

登録官は、出願の受領日を出願日として認定する。ただし、受領時に、出願が出願人の身元を確認できる表示、及び意匠を組み入れる物品の必要とされる図形表示を含むことを条件とする。

出願が受領時に本条第1段落にいう要件を満たさなかったと登録官が認めるときは、登録官は、出願人に必要な訂正を提出するよう求め、当該必要な訂正の受領日を出願日として認定する。ただし、如何なる訂正もされないときは、出願は行われなかったものとして取り扱われる。

第102条

出願日の認定後、登録官は次について審査する。

- (i) 出願が第 95 条及び第 96 条並びにそれらに関する規則の要件を遵守しているか否か
- (ii) 第 130 条にいう出願手数料が納付されているか否か
- (iii) 意匠が第 89 条から第 90 条まで及び第 93 条並びにそれらに関する規則の要件を遵守しているか否か

第 103 条

登録官が第 102 条にいう条件が満たされていると認める場合は、登録官は意匠を登録し、登録への言及を公告し、また、出願人に意匠の登録証を交付するための手続を進める。そうでない場合は、登録官は出願を拒絶する。

第 104 条

第 98 条に基づいて意匠登録時の公告繰延べ請求が行われた場合は、意匠の表示及び出願に関するファイルは何れも公衆の閲覧に供されない。この場合は、登録官は、意匠の公告繰延べについての言及、並びに登録所有者を特定し、かつ、出願日、繰延べが請求されている期間の長さ、及びその他所定の明細を表示する情報を公告する。繰延べ期間の満了時には、登録官は登録意匠を公告する。

公告の繰延べ期間中の登録意匠を基礎とする訴訟の提起は、登録簿及び出願に関するファイルに含まれる情報が訴訟の相手方に伝達されていることを条件とする。

第 7 節 登録により付与される権利；存続期間；更新

第 105 条

登録所有者以外の者によるカンボジア王国における登録意匠の実施は、登録所有者の同意を必要とする。

第 106 条

本法の適用上、登録意匠の「実施」とは、意匠を組み入れた物品の製造、販売又は輸入をいう。

第 107 条

意匠登録に基づく権利は、カンボジア王国の内外において意匠所有者により又はその同意を得て市販されている物品についての行為には及ばない。

第 108 条

意匠の登録所有者は、その同意なしに第 106 条にいう行為の何れかをなして意匠を侵害した者又は侵害が起る虞を生じさせる行為をなした者に対して訴訟を提起する権利を有する。

第 109 条

意匠の登録は、登録出願の出願日から 5 年間有効とする。登録は、第 130 条にいう所定の手数料を納付して、各 5 年からなる更に 2 連続期間について更新することができる。更新手数料の滞納については、第 130 条にいう所定の割増手数料を納付すれば 6 月の猶予期間が認め

られる。

第 8 節 無効

第 110 条

如何なる利害関係人も意匠登録の無効を管轄裁判所に請求することができる。

第 111 条

管轄裁判所は、無効を請求する者が本章第 1 節及び第 2 節の要件の何れかを満たさないことを立証したとき、又は意匠の登録所有者が創作者又はその権原承継人でないときは、当該登録を無効とする。

第 112 条

管轄裁判所が無効とした意匠は、当該意匠の登録日から無効とみなす。

第 113 条

管轄裁判所の確定判決は、登録官に通知され、登録官はそれを登録し、かつ、それへの言及を速やかに公告する。

第6章 共通規定

第1節 所有権の変更；ライセンス契約

第114条

特許若しくは実用新案証若しくは意匠登録の所有権の変更又はそれらに対する出願の所有権の変更は、書面で行い、利害関係人から登録官に対して請求があったときは、登録され、かつ、出願の場合を除き、登録官により公告される。当該変更は、当該登録が行われるまで、第三者に対して効力を有さない。

第115条

特許若しくは実用新案証若しくは登録意匠又はそれらについての出願に関するライセンス契約は、登録官に提出しなければならない。登録官はその内容については秘密保持するが、それを登録し、かつ、それへの言及を公告する。ライセンス契約は、当該登録が行われるまで、第三者に対して効力を有さない。

第2節 代理人

第116条

出願人の通常の居所又は主たる営業所がカンボジア王国外にある場合は、出願人は、カンボジア王国内に居住し、かつ、開業している代理人により代理され、かつ、所定の要件を満たさなければならない。

第3節 登録部の組織

第117条

登録部は、産業担当省内に設置され、次についての手続に関するすべての職務権限を付与される。

- (i) 特許及び実用新案証の付与並びに意匠の登録
- (ii) 本法及び規則に規定の付与された特許及び実用新案証並びに登録された意匠の管理

第4節 登録簿；公報

第118条

産業担当省は、1は特許及び実用新案、並びに他の1は意匠についての2の別個の登録簿を維持する。本法において規定されたすべての登録は、前記登録簿に行われる。登録簿は、何人も閲覧することができ、また、何人も規則に規定する条件に基づいてそれからの抄本を入手することができる。

第119条

産業担当省は、本法に規定されるすべての公表事項を公報により公告する。

第5節 誤記の訂正；期間の延長

第120条

登録官は、規則の規定に従うことを条件として、登録部に提出された出願若しくは書類における、又は本法若しくは規則に従い行われた登録における翻訳の誤り、誤記又は錯誤も訂正することができる。

第121条

登録官において事情がそれを正当化すると納得する場合において、登録官は、書面による請求を受領したときは、本法及び規則に基づいて何らかの行為をなし又は何らかの手続をとる期間については、関係当事者に通知し、かつ、登録官が指示する条件により、これを延長することができる。当該延長は、行為をなし又は手続をとる期間が満了していても、付与することができる。

第6節 裁量権の行使

第122条

登録官は、本法又は規則により自らに付与されている何らかの裁量権を自己に対する手続の当事者に不利になるよう行使する前に、聴聞を受ける機会を当該当事者に与えるものとする。

第7節 裁判所の管轄；不服申立

第123条

管轄裁判所は、本法及び規則の適用に関する紛争の事件であって、管轄裁判所に付託されたものにおける裁判管轄権を有する。

第124条

本法に基づく産業担当省の何らかの決定、特に特許の付与若しくは実用新案証の付与又は意匠の登録、又は当該付与若しくは登録の出願の拒絶については、如何なる利害当事者も、これを管轄裁判所に対する不服申立の対象とすることができ、当該不服申立は当該決定の日から3月以内に行わなければならない。

第8節 侵害；違法行為

第125条

侵害は、保護権原所有者以外の者による、かつ、同所有者の同意なしの、第2章第9節及び第5章第7節にいう何れかの行為のカンボジア王国における実行から構成される。

第126条

保護権原所有者の請求により、又は実施権者が特定救済を求めて訴訟を提起するよう同所有者に対して請求したが同所有者がそれを拒絶したか若しくはそれに応じなかったときは実施

権者の請求により、管轄裁判所は、侵害又は切迫した侵害を防止するために差止命令を発し、損害賠償を裁定し、また、一般法律に規定されるその他の救済を付与することができる。

第 127 条

特許又は実用新案証の主題が製品を得るための方法である場合において、当該製品が新規であるときは、製品が当該方法により製造されなかったことの立証責任は、侵害者とされる者の側にあるものとし、侵害者とされる者は、同一の製品を得る方法が当該方法と異なることを立証しなければならない。

第 128 条

証拠の提出を要求するに当たり、第 127 条にいう訴訟手続が行われる管轄裁判所は、侵害者とされる者が自己の製造秘密及び企業秘密を開示しないという正当な利益を考慮しなければならない。

第 9 節 国際条約の適用

第 129 条

カンボジア王国が締約国である工業所有権についての国際条約の規定は、本法が取り扱う事項にも適用され、本法の規定と抵触する場合は、本法より優先する。

第 10 節 規則；行政通達

第 130 条

大臣は、本法施行のための細目を規定する必要な規則を發布する。

特許又は実用新案証の付与及び意匠の登録を求める出願に関連する手数料の納付、並びにそれらに関する事項は、産業担当省及び財務担当省の合同布告において規定される。

第 12 節 解釈

第 131 条

本法において、

「国際分類」とは、意匠の国際分類を設立するロカルノ協定による分類であって、最新改正のものをいう。

「大臣」とは、産業担当大臣をいう。

「パリ条約」とは、工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約であって、最新改正のものをいう。

「優先日」とは、パリ条約において規定された優先権の基礎として資する先の出願の出願日をいう。

「登録官」とは、登録部の管理者をいう。

「登録部」とは、産業担当省内に設置される工業所有権の部門をいう。

第7章 犯罪

第132条

登録官に提出された何らかの書類において虚偽の陳述をなした如何なる者も、有罪とし、百万(1,000,000)リエル以上5百万(5,000,000)リエル以下の罰金、若しくは1月以上6月以下の拘禁に処し、又はそれら両罰を併科する。前有罪判決の日から5年以内に犯された累犯に対する最高刑は、罰金及び拘禁の両罰において倍加されるものとする。

第133条

第125条において定義された侵害を構成する行為を故意になした如何なる者も、有罪とし、5百万(5,000,000)リエル以上2千万(20,000,000)リエル以下の罰金、若しくは1年以上5年以下の拘禁に処し、又はそれら両罰を併科する。前有罪判決の日から5年以内に犯された累犯に対する最高刑は、罰金及び拘禁の両罰において倍加されるものとする。

第134条

ある者が本法に基づく犯罪で有罪と認められた場合は、管轄裁判所は、侵害する商品、並びにその主要な使用が当該犯行であった如何なる素材及び器具についても、国有財産としてその没収及び廃棄を命じることができる。

第135条

担当官であって、本法により規定された自己の職責の遂行において有罪とされた者は、行政犯として処罰される。

第 8 章 経過規定

第 136 条

第 4 条にいう医薬品は、カタールのドーハにおける 2001 年 11 月 14 日の世界貿易機関閣僚級会議の知的所有権及び公衆衛生の貿易関連側面に関する協定に関する宣言に従い、2016 年 1 月 1 日までは特許保護から除外される。

第9章 最終規定

第137条

本法に反する如何なる規定も無効とみなされる。